

議第 8 号議案

県制度融資「返済負担軽減の特例措置」の継続を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成 29 年 9 月 20 日

提出者	桐生市議会議員	岡	部	純	朗
賛成者	桐生市議会議員	人	見	武	男
	同	小	滝	芳	江
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	飯	島	英	規
	同	伏	木	康	雄

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

県制度融資「返済負担軽減の特例措置」の継続を求める意見書

群馬県の制度融資において「1年間の時限措置」を毎年延長する形で継続してきた「返済負担軽減の特例措置」ですが、平成30年3月末で廃止することが予定されています。現在実施されている借換の要件緩和措置及び融資期間の延長措置が廃止された場合、県市協調の制度融資である「小口資金」も同様の扱いとなるため、桐生市においても県と足並みを揃え、小口資金の特例措置は廃止せざるを得ない状況です。桐生市におけるこれまでの小口資金の利用実績は全体の約半数が借換を占めており、また期間延長の特例措置の利用も相当数あり、中小企業の比率が高い桐生市にとって多大な影響が懸念されます。

足元の景気動向をみると大企業では改善が見られるものの、中小企業の経営環境は依然厳しく、国の景気対策による改善効果が出るまでにはまだまだ時間がかかると言えます。制度融資は中小企業の経営の安定化を図るためのセーフティーネットであり「返済負担軽減の特例措置」の廃止は金融機関に対して立場の弱い大多数の中小企業の不安定化を招くものです。よって、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 県制度融資について、売り上げ減少等の要件を満たしていなくても借換を認める特例措置を平成30年度以降も継続すること。
2. 県制度融資の融資期間について、最長で3年の延長を認める特例措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月 日

桐生市議会議長 森 山 享 大

群馬県知事 あ て